

林地開発許可申請の手引き（令和7年6月）の主な改正点について

主な改正点は下記のとおりです。

記

1．長崎県林地開発事務処理要領の改正

- ・許可を受けようとする者は、規則第4条に定める林地開発許可申請書（様式）及び同申請書に添付する書類をチェックシート（事務処理様式第25号）により申請者自らが書類の確認をしたうえで作成し、知事にチェックシートも併せて提出することとしました。
- ・許可を受けようとする者は、市町長の意見に関する対応方針の報告を求められた場合、関係市町長に対応状況を説明するとともに書面を提出することとしました。
- ・標準処理期間を90日に見直しました。

2．審査基準等の改正

- ・都市計画法等の基準の適合判断について、見直しました。
- ・雨量強度式の運用見直しにより内容を改めました。

詳細については、「林地開発許可申請の手引き（令和7年6月 長崎県農林部林政課）」をご確認ください。